

# 根室市障がい者計画

【平成27年度～平成29年度】

平成27年3月

根 室 市

## 目次

**第1章 計画の基本的な考え方**

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画における主要施策	2
第4	計画の期間	2
第5	対象とする障がい者の範囲	2

**第2章 障がいのある人の状況**

第1	身体障がい	3
	自立支援医療	4
	補装具の交付・修理	5
第2	知的障がい者	5
第3	精神障がい者	6
第4	サービス等利用計画におけるニーズの状況	7

**第3章 施策の方向性と目標**

第1	早期療育と障がい福祉サービスの充実	8
1.	障がいの原因となる疾病等の予防	8
2.	障がいの早期発見、早期治療	9
3.	療育の充実	10
4.	障がいの軽減、補完、治療等	11
5.	障がい福祉サービス	12
6.	移動支援事業等の促進	13
第2	相談支援体制の充実と情報提供	14
1.	総合的な相談支援	14
2.	情報提供のあり方	15
第3	自立支援と社会参加の促進	16
1.	就学支援	16
2.	就労支援	17
3.	スポーツ・文化活動等の推進	18
4.	障がい者団体の活動支援・社会参加活動の拡充	19

第4	地域で支える基盤づくり	20
1.	地域における支援体制づくり	20
2.	ノーマライゼーション理念の普及	21
3.	権利擁護・理解の促進	22
第5	安心して暮らせる生活環境づくり	23
1.	住環境の整備	23
2.	バリアフリー化の推進	24
3.	災害時における避難支援対策	25

#### 第4章 計画の推進等

第1	計画推進にあたって	26
第2	計画の推進管理	26

～「障がい」・「障害」の表記について～  
本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き、原則として「障がい」の表記を採用しています。

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1 計画策定の趣旨

根室市では、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の国際障害者年を契機として、障がいのある人もない人も等しく生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション※」理念のもと、関係団体との連携を図りながら、すべての人が思いやりをもち、助け合いながら生活できる社会づくりを目指して様々な施策を進めてきました。

平成15年には、障がいのある人の自立した在宅支援を目指した支援費制度の導入により、利用者の自己決定や選択を尊重し、必要なサービスが体系的に提供される仕組みが作られ、さらに、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の障がいを持つ人への支援が一元化されました。

また、平成24年には障害者自立支援法や児童福祉法の一部改正法が施行され、相談支援のさらなる充実や成年後見制度※の実施、障がいを持つ児童への支援の一元化などが盛り込まれ、さらには、平成25年4月には、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)が施行となり、重度訪問介護の対象拡大やグループホーム※・ケアホーム※の統合が実施されるなど、この10年間で障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、障がいの早期発見、療育、教育、職業訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など障がいのある人の自立を支援する取り組みや、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、全ての人々が地域において自立した生活が営めるよう地域住民と共に支える地域福祉の仕組みづくりなどが求められており、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

## 第2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画及び北海道の第2期北海道障がい者基本計画を基本とするとともに、本市の策定する各種計画との整合性を図ります。

区分	計画名称	計画期間（平成25年度～平成36年度）											
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
国	障害者基本計画												
	基本指針		⇒										
北海道	北海道障がい者基本計画												
	北海道障がい福祉計画（3期）												
根室市	第9期根室市総合計画												
	根室市障がい者計画												
	根室市障がい福祉計画												
	根室市子ども子育て支援事業計画												

※ノーマライゼーション：障がいのある人等が人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備実現を目指す考え方のこと。

※成年後見制度：障がい等により判断能力が不十分な方を法的に援助する人を付けてもらう制度

※グループホーム：共同生活を営むべき住居において相談や援助を行う障がい福祉サービス。

※ケアホーム：共同生活を営むべき住居において介護やその他援助を行う障がい福祉サービス。（グループホームに一元化）

### **第3 計画における主要施策**

本計画は、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいのある人の自立した生活や社会参加への支援に努めること、また、障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できる体制の整備・充実を図ることを基本として、次の5項目を主要施策とします。

#### **1. 早期療育と障がい福祉サービスの充実**

各種健診事業等を通して、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関等と連携し、障がい福祉サービスとその提供体制の充実を図ります。

#### **2. 相談・支援体制の充実と情報提供**

多様化する障がいのある人のニーズや相談に対応できるよう、相談・支援体制を充実するとともに、障がい福祉サービスに関する情報提供に努めます。

#### **3. 自立支援と社会参加の促進**

障がいのある人の就学・就労を支援するとともに、社会参加活動や文化・スポーツなどの余暇活動を促進します。

#### **4. 地域で支える基盤づくり**

地域福祉の担い手であるボランティア活動が、障がいのある人の自立を支えていることを踏まえ、人材の発掘・育成や地域における体制づくりを推進し、ノーマライゼーション<sup>※</sup>理念の普及に努めます。

#### **5. 安心して暮らせる生活環境づくり**

施設・歩行空間・情報等のバリアフリー化の促進による生活環境の改善と災害時における通報・連絡・避難体制等の整備に努めます。

### **第4 計画期間**

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

### **第5 対象とする障がい者の範囲<sup>※</sup>**

障害者基本法第2条に定める「障害がある者」であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※ノーマライゼーション：障がいのある人等が人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備実現を目指す考え方のこと。

※対象とする障がい者の範囲：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病患者等のこと

## 第2章 障がいのある人の状況

### 第1 身体障がい

#### 1. 身体障害者手帳※

本市の身体障がいの手帳所持者は、平成23年3月末の1,869人に対し、平成26年3月末では、1,955人(86人、4.6%増)となっています。この内、腎臓機能の障がい14.7%と最も高い増加率を示しているほか、ぼうこう・直腸・小腸の障がい、呼吸器機能の障がい、肢体不自由(下肢)の障がいが増加傾向にあります。

障がいの種別では、肢体不自由障がいの割合が最も多く、全体の57.8%を占めており、この内、下肢が33.8%、上肢が18.1%を占めています。内部障がいでは、心臓機能の障がい最も多く17.4%となっています。障がいの等級別では、1級が30.6%と最も多く、次いで4級、3級、2級、5級、6級の順になっています。

障がい種別毎の身体障がい者数(各年3月末日現在)

(単位:人・%)

区 分	平成26年	平成23年	差引増減	増減率
視覚	104	107	▲3	▲2.8
聴覚	128	137	▲9	▲6.6
平衡機能	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく	27	26	1	3.8
肢体不自由(上肢)	353	349	4	1.1
肢体不自由(下肢)	660	606	54	8.9
肢体不自由(体幹)	100	104	▲4	▲3.8
肢体不自由(脳原性上肢)	11	11	0	0
肢体不自由(脳原性功能)	5	6	▲1	▲16.7
心臓機能	340	321	19	5.9
腎臓機能	109	95	14	14.7
呼吸器機能	41	38	3	7.9
ぼうこう・直腸・小腸	76	68	8	11.8
免疫機能	1	1	0	0.0
肝臓機能	0	0	0	0.0
合計	1,955	1,869	86	4.6

(根室市調べ)

※身体障害者手帳：身体障害者福祉法に規定する一定の障がいのある人に交付される手帳で、障がいの重い順に1級から6級までとなる。

**第2章 障がいのある人の状況**

等級別身体障がいの手帳所持者(H26.3.31現在)

(単位:人)

障がい種別	計	%	18才未満							18才以上						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視・聴・平衡	232	11.9	1	2	0	0	0	1	4	47	51	25	37	11	57	228
視覚	104	5.3	1	0	0	0	0	0	1	44	19	13	10	11	6	103
聴覚	128	6.5	0	2	0	0	0	1	3	3	32	12	27	0	51	125
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音・言・そしゃく	27	1.4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	15	10	0	0	27
肢体不自由	1,129	57.8	7	7	0	1	1	0	16	152	225	193	349	136	58	1,113
上肢	353	18.1	5	3	0	1	0	0	9	97	113	44	40	34	16	344
下肢	660	33.8	0	3	0	0	1	0	4	23	70	127	308	86	42	656
体幹	100	5.1	2	0	0	0	0	0	2	25	36	20	1	16	0	98
脳原性上肢	11	0.6	0	0	0	0	0	0	0	6	4	1	0	0	0	11
脳原性移動	5	0.3	0	1	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	4
内部機能	567	29.0	3	0	3	2	0	0	8	386	1	63	109	0	0	559
心臓機能	340	17.4	1	0	2	2	0	0	5	299	0	18	18	0	0	335
じん臓機能	109	5.6	2	0	0	0	0	0	2	82	0	19	6	0	0	107
呼吸器機能	41	2.1	0	0	1	0	0	0	1	5	1	21	13	0	0	40
ぼ・直・小腸	76	3.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	71	0	0	76
免疫機能	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
肝臓機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,955		11	9	3	3	1	1	28	587	277	296	505	146	116	1,927

(根室市調べ)

2. 自立支援医療(更生医療)

身体障がいのある人には、障がいの軽減を図るため、必要な医療に要する費用が支給される自立支援医療制度があります。

更生医療の給付状況

(単位:人)

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外
肢体不自由	3	0	1	0	6	0
内部障害(腎臓)	40	81	42	72	50	83
人工透析	1	1	1	5	0	1
合計	44	82	44	77	56	84

(根室市調べ)

### 3. 補装具の支給・修理

身体障がいのある人が日常生活上の不自由を補うために必要な義肢、装具、補聴器、車いすなどを支給しています。

#### ・補装具の支給状況

◎18歳以上 (単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
給付	38	26	34
修理	10	17	20
合計	48	43	54

◎18歳未満 (単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
給付	17	1	8
修理	9	1	6
合計	26	2	14

(いずれも根室市調べ)

## 第2 知的障がい

### 1. 療育手帳※

療育手帳所持者は、平成26年3月末現在で266人となっており、その内、A判定が117人(43.9%)、B判定が149人(56.1%)となっています。

・療育手帳所持者 (単位:人)

区分	平成24年			平成25年			平成26年		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	23	40	63	23	41	64	17	47	64
18歳以上	90	99	189	92	99	191	100	102	202
計	113	139	252	115	140	255	117	149	266

(根室市調べ)

※療育手帳：知能指数や日常生活動作などを総合的に判断して認定され、障がい程度により、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）となる。



### 第3 精神障がい

#### 1. 精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成26年3月末現在で142人となっており、その内、1級が32人(22.5%)、2級が79人(55.6%)、3級が31人(21.9%)となっています。

#### ・精神障害者保健福祉手帳 有効交付者の推移 (単位:人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年
1級	23	36	32
2級	76	69	79
3級	24	30	31
計	123	135	142

(根室市調べ)

#### 【参考】通院医療費公費負担利用者 (単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通院医療費 公費負担利用者	315	322	304

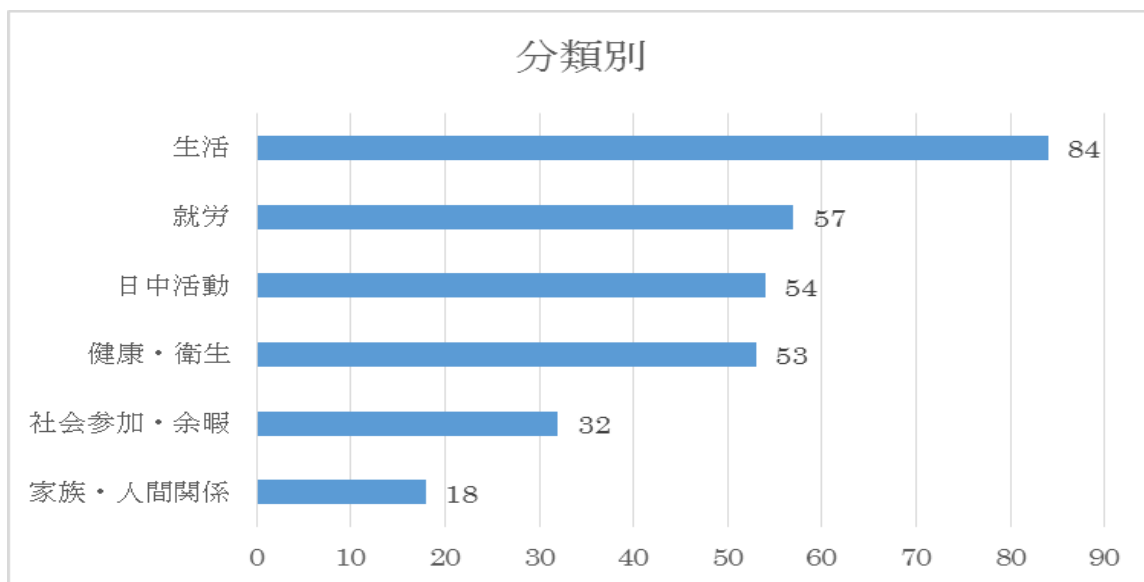
(根室市調べ)

※精神障害者保健福祉手帳:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神に障がいを有する者に交付する手帳で、障がいの重い順に1級、2級、3級となる。

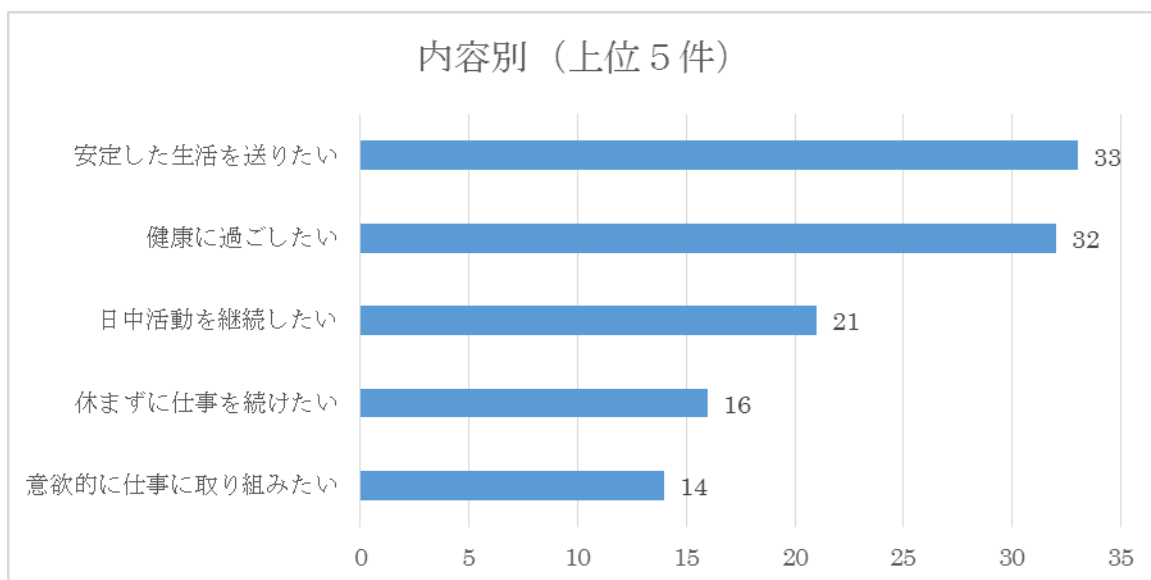
## 第4 サービス等利用計画におけるニーズの状況

・平成25年12月～平成26年12月に提出された148人について集計(複数回答)

(単位:人)



(単位:人)



## 第3章 施策の方向性と目標

### 第1 早期療育と障がい福祉サービスの充実

#### 1. 障がいの原因となる疾病等の予防

##### <現状と課題>

病気や事故など障がいの発生起因は様々ですが、保健・医療の分野では障がいを引き起こす原因の研究や予防対策の研究が進められています。

その中で、出生前後に発生する障がいを軽減させるための母子保健対策の重要性や後遺症などの発生リスクが高い生活習慣病予防の必要性が高まっています。

本市においては、以前より妊娠期からはじまる母子保健事業や生活習慣改善などの健康づくりに取り組んでいますが、生活習慣病が原因で障がいに至るケースが見られることなどから、さらなる予防の充実と推進が求められています。

##### ◆ 施策の方向性 ◆

障がいの発生の原因となる疾病などを予防するため、健康教育や保健指導を実施し、健康意識の啓発に努めるとともに、各種保健事業の利用を促進します。

#### 施策の目標

- 1 妊産婦や乳幼児の保健指導や健康診査の充実
- 2 生活習慣病の予防と重症化予防の推進
- 3 各種保健事業の周知・利用促進
- 4 休養・こころの健康づくりの促進

## 2. 障がいの早期発見、早期治療

### <現状と課題>

障がいのある子どもについては、早い時期から適切な治療や訓練を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能です。

身体に障がいのある子どもが手術等の治療により機能の回復が確実に期待できる場合に医療費の給付を行う「育成医療」や、北海道では「小児慢性特定疾患治療研究事業」などを実施しています。

本市では、妊産婦の保健指導と健康診査を実施し、「4カ月児」「1歳6カ月児」「3歳児」の各乳幼児健診において疾病の予防や障がい等の早期発見に努め、治療につなげています。また、発達の遅れが気になる子どもに対しては、「児童デイサービスセンター」において支援を行っています。

国では、自閉症や学習障がいのある人を支援する「発達障害者支援法」を平成16年に制定し、発達障がいの早期発見等の必要性が明確になりました。

### ◆ 施策の方向性 ◆

各種健康診査等において、歩行や言語、自閉症や学習障がい等の発達面の障がい等障がいのある子どもの早期発見・早期治療に努めます。

### 施策の目標

- 1 妊産婦や乳幼児の保健指導や健康診査の充実
- 2 乳幼児健診における発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見
- 3 自閉症や学習障がいなど、発達障がいの早期発見と福祉支援・教育支援の連携

### 3. 療育の充実

#### <現状と課題>

発達に遅れのある子どもについて、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行うことが重要であり、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことは、基本的な生活能力の向上と将来の社会参加の促進につながります。

このため、障がいの程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。

療育は、視覚・聴覚・言語、肢体不自由、知的、情緒障がい等の障がいに応じた対応が必要です。本市では、児童発達支援事業として児童デイサービスセンターにおいて障がいのある子どもの日常生活訓練、言語指導等を行っており、保育所においては障がいのある子どもの保育を行っています。

また、子どもに関する悩みや不安がある保護者には、適切な相談対応が必要なことから、専門職による支援を含めた相談支援の充実を図っていくことが重要です。

#### ◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた適切な療育を行うため、児童デイサービスセンターにおける療育体制の充実を図ります。

利用者の相談に適切に対応するため、言語聴覚士や作業療法士などによる専門職支援の充実に努めます。

#### 施策の目標

- 1 児童デイサービスセンターを核とした療育体制の充実
- 2 相談窓口体制の充実
- 3 療育・幼児教育等関係施設との連携とサービスの質の向上

<参考：児童発達支援の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
児童発達支援	人日分/月	114	114	114
	人分/月	38	38	38

#### 4. 障がいの軽減、補完、治療等

##### <現状と課題>

障がいのある人に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらは、障がいの発生予防をはじめ、軽減・除去、健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

市では、更生医療（身体の障がいを軽減するための手術等）の給付、補装具の支給、日常生活用具の支給により障がいの軽減・補完をし、重度心身障がい者医療費助成により、医療費の軽減を行なっています。

また、精神通院を対象とした自立支援医療の助成制度を実施し、心の健康の維持に努めています。

一方、機能回復訓練は、障がいのある人の身体的機能の低下を防ぐ観点から非常に有効なため、利用を促進することが必要です。

##### ◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の機能低下を防ぐため、機能回復訓練の利用を促進するとともに、在宅支援のための医療サービスの推進や医療費軽減を図るため、公費負担制度の周知に努めます。

##### 施策の目標

- 1 医療機関、心身障害者総合相談所、福祉用具業者との連携による補装具及び日常生活用具等の支給
- 2 機能回復訓練の利用促進
- 3 各種医療費助成制度の周知

<参考：日常生活用具の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	12	12	12
情報意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	790	790	790
住宅改修費	件	3	3	3

## 5. 障がい福祉サービス

### <現状と課題>

平成18年施行の障害者自立支援法では、身体・知的・精神の障がい者が統合されるとともに、「介護給付」、「訓練等給付」等の体系に再編されたところであり、平成22年の改正法では、障がいの範囲に「発達障がい」が位置づけられ、併せて「相談支援の充実」や「障がい児支援の強化」が定められました。さらには、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた整備等を推進することが定められました。

障がいのある人の在宅生活を支えていくためには、各事業所と緊密に連携し、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、その他のサービスを組み合わせ、きめ細かな支援を行う必要があります。

### ◆施策の方向性◆

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保と適正な制度の運用に努めます。

事業所における人材の養成・確保に努め、サービスの充実を図ります。

### 施策の目標

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 福祉人材の養成・確保

## 6. 移動支援事業等の促進

### ＜現状と課題＞

屋外での移動が困難な障がいのある人に対する福祉サービスとして、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出時の支援を行う移動支援事業を実施しています。また、本市の独自施策として重度肢体不自由者等の社会参加を促進するため、ハイヤー乗車券助成事業や特定疾患の通院治療のための交通費、福祉施設・特別支援学校等への訪問・帰省に要する交通費の一部を助成しています。

### ◆施策の方向性◆

障がいのある人の地域生活の不便さを解消するため、移動支援事業の利用促進を図るとともに、各種助成制度の継続実施に努めます。

### 施策の目標

- 1 社会福祉協議会等との連携による移動支援事業の利用促進
- 2 ハイヤー乗車券をはじめとする交通費等助成制度の継続実施

＜参考：移動支援事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)＞

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
移動支援事業	実利用者(人)	2	2	2
	延べ利用時間	140	140	140

＜参考：交通用具利用見込(実績ベースで試算)＞

事業名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
ハイヤー券助成事業	交付者数(人)	380	380	380



## 第2 相談支援体制の充実と情報提供

### 1. 総合的な相談支援

#### <現状と課題>

障がいのある人が地域で自立して生活を継続するためには、日常生活に関わる様々なことを気軽に相談できる地域の相談支援体制づくりが必要です。

本市では、障がいのある人への各種支援や情報の提供などに努めておりますが、引き続き、資質の向上や関係部署との連携強化など、相談支援の充実を図ることが必要です。

#### ◆施策の方向性◆

障がいのある人に対し、ワン・ストップ<sup>※</sup>の相談対応を行い、手続きの迅速化とサービスの向上に努めます。また、障がいのある人の体調や状況に適切に対応するため、相談員の資質の向上に努めます。

#### 施策の目標

- 1 職員の資質の向上と相談業務体制の充実
- 2 適切な情報提供と支援体制の充実

<参考：相談支援関連事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
計画相談支援	人分/月	180	180	180

※ワン・ストップ：複数の部署等にまたがっている行政手続きを一箇所で行なえる環境

## 2. 情報提供のあり方

### <現状と課題>

障がいのある人に対する情報提供は、日常生活の不便さの改善や社会参加を促進するうえで欠かすことのできないものであり、障がいの種別や特性に応じたきめ細かな対応が求められています。

特に、視覚や聴覚に障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や手話の普及などが求められています。

本市においては、情報提供として、各種福祉サービスの一覧を作成し、手帳の申請時に配布しているほか、市内のボランティアグループが作成した「広報ねむろ」の音訳CDを視覚障がいのある人に配布しています。

また、障害者総合支援法では、意思疎通支援事業として、聴覚・視覚・言語機能障がいのある人等との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の設置・派遣を定めるなど、引き続き、これらの体制整備を進めていく必要があります。

### ◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人への福祉サービスや生活支援について、分かりやすい情報提供に努めます。

また、広報誌やホームページ等について、意思疎通が困難な方に配慮した情報提供に努めるとともに、手話通訳者の設置、広域派遣、手話通訳者養成講座の実施に加え、北海道の要約筆記者派遣事業を活用するなど、意思疎通支援の充実に努めます。

### 施策の目標

- 1 情報の整理と体系化の推進
- 2 障がいのある利用者に配慮した情報提供の推進
- 3 視覚・聴覚障がいのある人に配慮した意思疎通支援事業の推進

<参考：意思疎通支援関連事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
手話通訳者要約筆記者派遣事業	実利用者(人)	15	15	15
手話通訳者設置事業	実配置数(人)	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者(人)	5	5	5

## 第3 自立支援と社会参加の促進

### 1. 就学支援

#### <現状と課題>

教育上特別な支援を必要とする児童生徒について、障がいの種類や程度等に  
 応じ、きめ細やかな教育が受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室にお  
 いて適切な指導を行っています。

教育委員会では、医師や保健師、教職員などの専門家で構成する「根室市教  
 育支援委員会」を設置し、児童生徒の状況や保護者の意向などを十分に考慮  
 し、個々の状態に応じた適切な就学を図るとともに、一貫した教育支援の充実  
 に努めています。

一方、学校外での生活体験は、主体的な判断や行動ができる能力を身につけ  
 るとともに、様々な人とのふれあいがあり、障がいの有無に関わらず、相互の  
 理解を養う機会になることから、児童の放課後活動の充実を図る必要がありま  
 す。

#### ◆施策の方向性◆

障がいのある児童生徒のそれぞれの状態や発達段階に応じた適切な支援の充  
 実を図るとともに、放課後デイサービスの利用者支援など、放課後における活  
 動環境の向上に努めます。

#### 施策の目標

- 1 特別支援学級の整備、教育相談・指導体制の充実
- 2 個別の教育支援計画の普及促進
- 3 放課後における児童の活動環境の向上

<参考：放課後等デイサービスの利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
放課後等デイサービス	人分/月	25	25	25

※特別支援学級：小中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級

※通級：通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特  
 別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

## 2. 就労支援

### <現状と課題>

障がいのある人がその適性と能力に応じて就労することは、自立した生活をするうえで重要なことです。

障がいのある人の雇用の促進については、法律等に基づき、職業訓練や企業等に対する助成、職場定着までの相談等、様々な施策が国や北海道において行われていますが、雇いを促進するためには、就労の場の確保が課題であり、企業等の理解と協力が必要です。

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定める障がい者雇用率

常用労働者数50人以上の民間企業では、2.0%以上、地方公共団体では2.3%以上

### ◆施策の方向性◆

就労関係機関と連携し、各種制度の活用を促進するとともに、企業等の理解を求めるなど、障がいのある人が就労の機会を得ることができるよう、一般就労に向けた支援に取り組めます。

### 施策の目標

- 1 ハローワークとの連携による雇用促進と就労支援
- 2 障がいのある人の就労に対する企業等の理解の促進

## 3. スポーツ・文化活動等の推進

## ＜現状と課題＞

障がいのある人にとってスポーツはリハビリテーションの一環としての機能回復や健康の保持・増進だけではなく、自立と社会参加の促進に効果があります。

スポーツ基本法では、「年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々がスポーツに参加できる環境を整備すること」が基本的な政策課題と位置づけられていることから、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進することが必要です。

また、レクリエーションは、文化・芸術・学習など幅広い活動となっており、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

## ◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人がスポーツや文化活動等を楽しむことは、生きがいにもつながります。それぞれの体力や状況に応じて、地域で気軽に楽しむことができるよう、参加機会と情報提供の充実に努めます。

## 施策の目標

- 1 障がいのある人のスポーツ環境の整備
- 2 レクリエーション活動の普及促進
- 3 北海道障がい者スポーツ大会等への参加支援

＜参考：スポーツ関連事業の利用見込（平成26年度までの実績により試算）＞

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
スポーツレクリエーション教室開催等	件	1	1	1

#### 4. 障がい者団体の活動支援・社会参加活動の拡充

##### <現状と課題>

市内では、障がいのある人やその家族等が中心となって組織されている団体が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動や各種事業等を実施しており、地域生活において重要な役割を果たしています。

引き続き、障がい者団体との連携を密にしながら、自主的な事業運営を支援するなど、障がいのある人の社会参加を促進するため、団体の育成と活性化を図ることが必要です。

##### ◆施策の方向性◆

障がい者団体との連携を図りながら自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めるとともに、市民の障がいに対する理解や相互扶助の意識が高まるよう、障がいの有無に関わらず各種の交流ができる機会の提供に努めます。

##### 施策の目標

- 1 障がい者団体や家族会等に対する支援の推進
- 2 社会参加活動に対する支援の推進
- 3 各種交流事業の促進

<参考：相談支援関連事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

## 第4 地域で支える基盤づくり

### 1. 地域における支援体制づくり

#### ＜現状と課題＞

障がいのある人が自立した生活を営むためには、さまざまな福祉サービス等の支援が必要です。

障がいのある人は、心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等の支援を必要とし、在宅生活においては家族がその役割を担っています。

このため、地域全体で障がいのある人や家族を支援する体制の整備が必要となっており、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、障がい者団体、民間福祉事業者や地域住民等が連携しながら、障がいのある人の生活を支援する体制が必要です。

#### ◆施策の方向性◆

障がいのある人が安心して地域で暮らすためには、民生委員児童委員や各相談員が重要な役割を担っています。今後も、市、民生委員児童委員、社会福祉協議会、事業者等の連携を強化し、日常生活を支援するとともに、障がいや障がいのある人に対する地域住民の理解の促進に努めます。また、ボランティア活動について、社会福祉協議会等と連携を図り、団体の活動を支援します。

#### 施策の目標

- 1 民生委員児童委員等の協力による支援を必要とする人の把握
- 2 民生委員児童委員、社会福祉協議会、事業者と行政との緊密な連携による支援体制の構築とネットワークづくりの推進
- 3 ボランティア団体に対する活動支援

## 2. ノーマライゼーション理念の普及

### <現状と課題>

障がいの有無に関わらず、地域の中で互いに理解し合い、生きがいと思いやりをもって誰もが安心して暮らしていける環境の構築が必要です。

このため、あらゆる機会を通じてノーマライゼーション※理念の普及に努めることが必要です。

### ◆施策の方向性◆

障がいの有無に関わらず、共に生活し、活動できる社会をめざすノーマライゼーション※理念の普及に努め、障がいのある人が自立し、地域社会で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

### 施策の目標

#### 1 ノーマライゼーション※理念の普及・啓発の推進

<参考：相談支援関連事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)>

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

※ノーマライゼーション：障がいのある人が人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備実現を目指す考え方のこと。



### 3. 権利擁護・理解の促進

#### ＜現状と課題＞

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

国は、権利擁護に関し、障害者差別禁止法制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、平成26年1月に障がい者の権利に関する条約を批准しました。障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、権利擁護や暮らしやすい地域づくりに向けた取り組みが必要です。

#### ◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、地域の相談支援体制や関係機関の連携の充実を図るとともに、成年後見制度<sup>※</sup>の利用促進及び普及啓発に取り組めます。

#### 施策の目標

- 1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 2 小中学校における福祉教育の充実
- 3 障がい者虐待の防止と普及啓発
- 4 成年後見制度<sup>※</sup>の利用促進と普及啓発

＜参考：権利擁護関連事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)＞

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	1	1	1
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

※成年後見制度：障がい等により判断能力が不十分な方を法的に援助する人を付けてもらう制度

## 第5 安心して暮らせる生活環境づくり

### 1. 住環境の整備

#### ＜現状と課題＞

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。本市においては、公営住宅の建設等にあたっては、住宅内外の段差の解消及びスロープ化や手すりの設置など、障がいのある人に配慮した整備に努めており、また、個人住宅については、障がいの程度に応じて、手すりなどの設置費用の一部助成を行い、障がいのある人にとって住みよい住環境確保への支援を行っています。

このようなことから、引き続き、障がいのある人の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した住環境の整備が必要です。

#### ◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の状況に配慮した住宅改修等について支援するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての人が使いやすいように建物・環境等をデザインする、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の視点に立った住環境の普及に努めます。

#### 施策の目標

- 1 個人住宅における改修費用の助成制度の継続
- 2 ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備と安全な住環境の普及促進

＜参考：日常生活用具給付事業の利用見込量(第4期障がい福祉計画より)＞

サービス名	単位	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
住宅改修費	件	3	3	3

<sup>\*</sup>ユニバーサルデザイン：障がいの有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

## 2. バリアフリー化の推進

### ＜現状と課題＞

国においては、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）を公布し、道路、公園施設、建築物におけるバリアフリー化を一体的に推進しています。

障がいのある人が地域で安心して生活を送るため、円滑・安全に移動や施設の利用ができる環境づくりと、すべての人が等しく情報を享受できる「情報バリアフリー」化の推進が求められています。

### ◆施策の方向性◆

地域で安全に生活が送れるよう、道路や施設等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー意識の向上に努めます。

また、情報伝達手段の充実や情報利用の円滑化を促進し、障がいのある人に配慮した情報提供に努めます。

### 施策の目標

- 1 障がいのある人に配慮した環境づくりの促進
- 2 バリアフリー意識の向上
- 3 障がいのある人が利用しやすい情報提供の充実

### 3. 災害時における避難支援対策

#### <現状と課題>

地震や津波等の自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な障がいのある人に対する円滑かつ迅速な避難確保や支援のため、地域と一体となった取組みが必要です。

#### ◆施策の方向性◆

「根室市地域防災計画」や「根室市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、町内会や自主防災組織との連携を強化しながら、災害時における円滑な避難支援体制の構築に努めます。

#### 施策の目標

- 1 各種計画に基づく避難訓練の実施
- 2 避難行動要支援者名簿の定期的更新
- 3 福祉避難所の充実

## 第4章 計画の推進等

### 第1 計画推進にあたって

本計画の推進にあたっては、国や北海道の各種施策と整合性を図るとともに、障害者総合支援法に基づく「根室市障がい福祉計画」は本計画の実施計画的な位置づけでもあることから、相互に調和を保ちながら計画の推進を図ります。

### 第2 計画の推進管理

国及び北海道との連携のもとに、着実な推進を図るため、障がい者施策の立案推進にあたっては、障がいのある人やその家族の参画を基本とし、広く関係者などとの対話を重視しながら円滑な施策の推進を図ります。

また、障害者総合支援法については、法施行後3年を目途に検討を行うこととされており、社会情勢の変化などを踏まえ、その状況に応じて計画の見直しを行います。